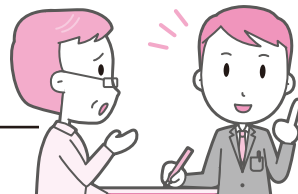


市・県民税 申告準備をお忘れなく！

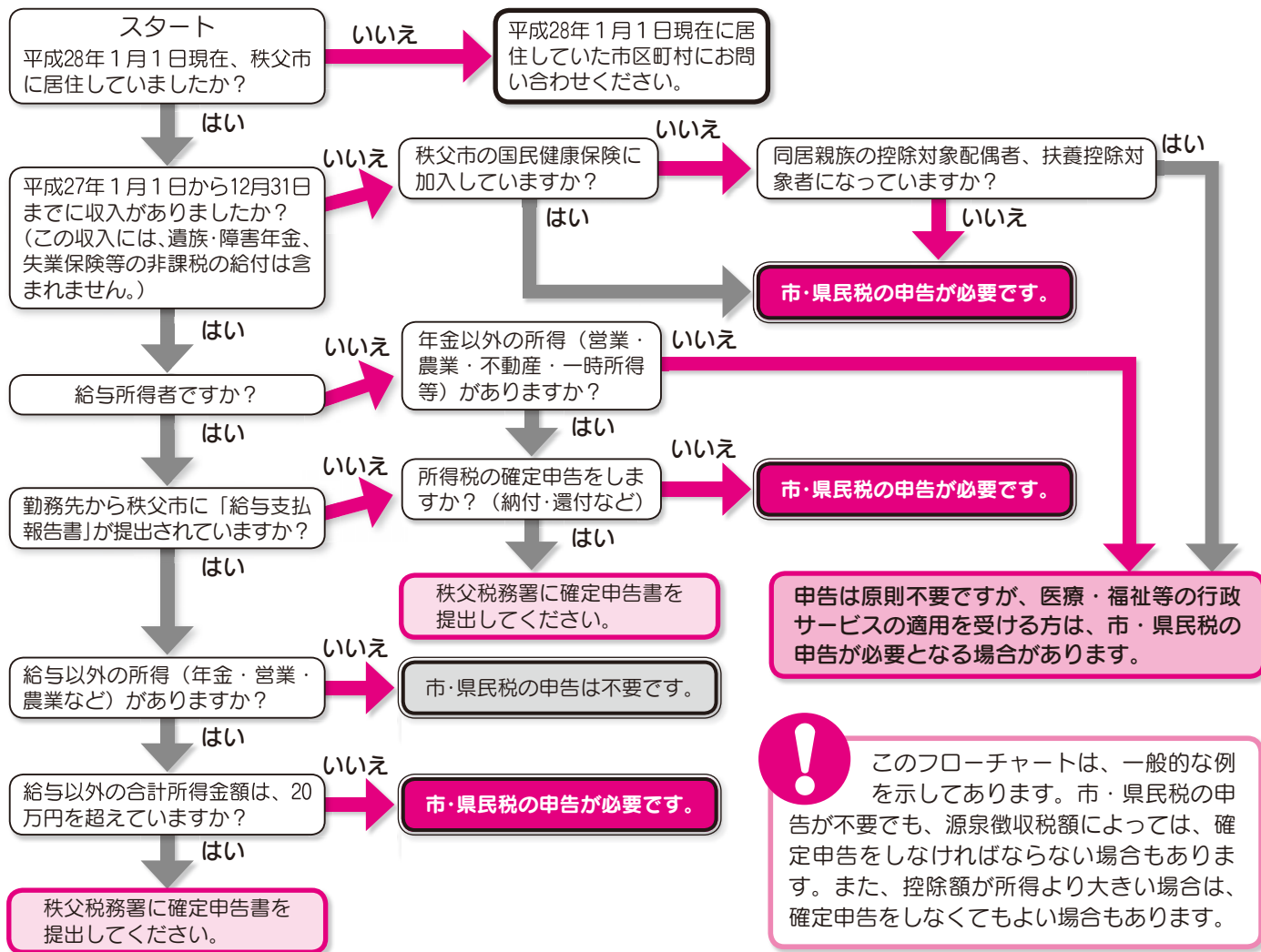


平成28年度 市・県民税申告受付

この申告は、平成28年度の市・県民税(個人住民税)を算定するための基礎資料となります。
また、市・県民税の申告は、所得課税証明書を発行する場合や、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料の算定資料、国民年金保険料の免除申請等の各種手続きに必要となりますので、下記のフローチャートを参考に必要な手続きをしてください。

〈申告受付期間〉 2月16日(火)～3月15日(火) ※日程や会場等の詳細については市報1月号に掲載

わたしは申告が必要？ 市・県民税申告フローチャート



! このフローチャートは、一般的な例を示してあります。市・県民税の申告が不要でも、源泉徴収税額によっては、確定申告をしなければならない場合もあります。また、控除額が所得より大きい場合は、確定申告をしなくてもよい場合もあります。

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、平成23年分の確定申告から、所得税の確定申告書を提出することが不要になりました。ただし、公的年金等のうち外国で支払われる年金など源泉徴収の対象とならないものについては、公的年金の収入が400万円以下であっても、平成27年分以降の年分から確定申告が必要となります。市・県民税の申告については、公的年金およびそれ以外の収入等がある場合、申告をすることで、平成27年中に納付した国民健康保険税や介護保険料等が社会保険料として控除されます。これにより、平成28年度の市・県民税が、申告をしない場合よりも低額になる場合があります。

問 市民税課市民税担当 ☎ 22-2209
吉田・大滝・荒川総合支所市民福祉課税務担当
吉田 ☎ 77-1113 大滝 ☎ 55-0101 荒川 ☎ 54-2111

ルールを守って正しく動物を飼いましょう！

犬や猫などの愛護動物を捨てた者は100万円以下の罰金に処せられます。 2015年12月号 10

※この内容は、「動物の愛護及び管理に関する法律」で定められています。